

# 平成29年第2回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成29年6月20日（火曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	佐々木雅宏君
消防課長	大竹口孝幸君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名< P 4 >
- 日程第 2 会期の決定< P 4 >
- 日程第 3 諸般の報告(議長)< P 4 >
- 日程第 4 行政報告(町長)< P 5 ~ P 8 >
- 日程第 5 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書について(一般会計)< P 9 >
- 日程第 6 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について(簡易水道特別会計)< P 9 >
- 日程第 7 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書について(公共下水道事業特別会計)< P 9 ~ P 10 >
- 日程第 8 報告第 7 号 事故繰越し繰越計算書について(一般会計)< P 10 >
- 日程第 9 報告第 8 号 専決処分の報告について(車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて)< P 10 ~ P 11 >
- 日程第 10 報告第 9 号 専決処分の報告について〔平成 29 年度足寄町一般会計補正予算(第 2 号)〕< P 11 >
- 日程第 11 報告第 10 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について< P 11 ~ P 12 >
- 日程第 12 議案第 50 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について< P 12 ~ P 13 >
- 日程第 13 議案第 51 号 足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について< P 13 ~ P 14 >
- 日程第 14 議案第 52 号 町民センター改修(建築主体)工事請負契約について< P 14 ~ P 16 >
- 日程第 15 議案第 53 号 町民センター改修(電気設備)工事請負契約について< P 16 ~ P 17 >
- 日程第 16 議案第 54 号 町民センター改修工事(機械設備)工事請負契約について< P 17 ~ P 18 >
- 日程第 17 議案第 55 号 里見が丘公園整備(レストハウス新築)(建築主体)工事請負契約について< P 18 ~ P 19 >
- 日程第 18 議案第 56 号 足寄小学校大規模改修(第 1 期)(建築主体)工事請負契約について< P 19 ~ P 20 >
- 日程第 19 議案第 57 号 十勝環境複合事務組合同規約の変更について< P 20 ~ P 21 >
- 日程第 20 議案第 58 号 十勝環境複合事務組合の解散について< P 20 ~ P 21 >
- 日程第 21 議案第 59 号 十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について< P 20 ~ P 21 >
- 日程第 22 議案第 60 号 十勝圏複合事務組合同規約の変更について< P 20 ~ P 21 >
- 日程第 23 議案第 61 号 足寄町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について< P 22 ~ P 23 >
- 日程第 24 議案第 62 号 足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例<

- P 2 3 >
- 日程第 2 5 議案第 6 3 号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例< P 2 4 >
- 日程第 2 6 議案第 6 4 号 足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例について< P 2 4 ~ P 2 5 >

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席であります。

ただいまから、平成29年第2回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、2番榊原深雪君、3番多治見亮一君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 昨日開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日6月20日から6月30日までの11日間とし、このうち21日から27日までの7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日、6月20日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、町長からの行政報告を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第4号から報告第10号の報告を受けます。

次に、議案第50号から議案第64号までを即決で審議いたします。

28日は、一般質問などを行います。

29日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第65号から議案第73号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月30日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月30日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、21日から27日までの7日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、7日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、6月22日、木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

### ◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、6件の行政報告を申し上げます。

まず、足寄高校の存続支援について、御報告を申し上げます。

平成29年第1回定例会において、足寄高校の存続支援について報告させていただきましたが、二次募集後の最終的な入学者等について報告をさせていただきます。

平成29年度の入学者は60名となり、2学級の間口を維持することができました。それにより7年ぶりに全学年が2間口となり、全校生徒も9年ぶりに150名となりました。これに伴い、足寄町以外からの入学者もふえてきており、受け入れのための下宿の整備は重要な課題であり、昨年10月に移住体験及び農業研修者等の宿泊並びに足寄高校生の下宿機能をあわせ持つ足寄町多目的交流施設を開設いたしました。同施設には男性用7部屋、女性用5部屋の計12部屋があり、現在足寄高校生が全室に入居し、満室となっております。入居している生徒12名の内訳ですが、1年生9名、2年生3名となっております。平成30年度には新1年生のための空き室が発生しないため、新たな入居者を受け入れられない状況となっております。加えて、同施設に入居できなかった1年生2名が他の民間宿泊施設に入居しております。

足寄高校の存続並びに二間口維持のためには、町内からの進学率を上げることはもちろんですが、将来的な児童・生徒の推移を踏まえると、町外からの生徒確保が重要な要素となります。

このことから、町外からの生徒を引き続き

受け入れできるよう、来春の開設を目指し、足寄町多目的交流施設の増築を行うこととし、今定例会に関連経費を計上させていただいております。

また、足寄高校野球部が単独チームとして、夏季高野連十勝支部大会に出場するに当たり、全校応援実施にかかわる経費のほか、通塾生徒数の増加に伴う足寄町学習塾の指定管理料の増額に関する補正予算を提案させていただいております。

今後も足寄高校存続に向けて支援をしておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、御報告といたします。

次に、平成31年4月以降のごみ処理体制につきまして、御報告をいたします。

さきの3月議会定例会において、御報告いたしました平成31年4月以降のごみ処理体制につきまして、本年3月27日に招集された池北三町行政事務組合議会定例会において、本別町、陸別町、足寄町の三町ともに、し尿処理と同様、十勝環境複合事務組合に加入し、共同処理を行う方向で合意を得たところであります。

これにより、現在17種類に分別しているごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、危険ごみ、大型ごみ等の分別に変更され、十勝環境複合事務組合が運営するくりりんセンターにおいて処理をすることとなり、資源ごみは従来どおり、銀河クリーンセンターにおいて処理をしております。

生ごみ、木くず等の処理につきましては、本町に建設されるバイオガスプラントでの処理について協議、検討しており、方向性が決まり次第、改めて御報告させていただきたいと考えております。

なお、十勝環境複合事務組合につきましては、平成30年3月31日をもって解散をし、十勝圏複合事務組合が事務を承継することが決定しており、今定例会に関連する議案を提案しております。

また、町内自治会等の御協力により実施し

ております新聞・雑誌や段ボール等の資源集団回収奨励事業は今後も継続していくとともに、対象品目に使用済み小型電気機器等に加え、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ってまいります。なお、今定例会に本事業にかかわる補正予算を提案しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

今後につきましては、分別の変更に伴いごみ処理手引書の作成や指定ごみ袋を刷新するとともに、説明会等を通じて住民への周知徹底を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます御報告といたします。

次に、十勝市町村税滞納整理機構における平成28年度の実績が取りまとめられましたので、御報告をいたします。

まず、十勝市町村全体の実績ですが、滞納事案442件、滞納額2億9,724万6,000円の引き継ぎに対して、延滞金を含めた収納額は9,091万9,000円、収納率は30.59%となっており、前年比7.06ポイントの減となりました。

次に、本町の実績ですが、引き継ぎました事案は9件、滞納額463万5,000円に対して延滞金を含めた収納額は105万2,000円、収納率は22.7%となっており、前年比47.64ポイントの減となりました。

前年に高額案件が整理されたため、収納額、収納率いずれも前年実績を下回ることとなりましたが、経済不況や雇用環境の悪化などの影響を受けた中においては、引き続き高い水準を維持しているものと考えております。

また、事前予告通知による効果額は255万1,000円で、収納実績と合わせた総額は360万3,000円となっており、本町が負担する分担金90万9,000円を差し引いた費用対効果額は269万4,000円の実績となりました。発足から10年間における本町の引き継ぎ件数は延べ102件で、収納額は2,981万7,000円の実績と

なっており、滞納整理機構への引き継ぎの宣伝効果もあって、町税全体の収納率も向上しているところであります。

なお、平成29年度におきましては、継続事案3件を含む8件、滞納額213万7,000円を引き継ぎしております。

十勝市町村税滞納整理機構は、滞納整理に関する高度な専門知識や手法を有しており、各市町村での対応が困難なものに対しても高い収納率を上げております。今後におきましても適切に納税されている方々の不公平感をなくすため、十勝一丸となった取り組みを図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます御報告といたします。

次に、後期高齢者医療制度の保険料及び国民健康保険税の軽減判定誤りにつきまして、御報告をいたします。

最初に、後期高齢者医療制度ですが、昨年12月27日に厚生労働省から保険料軽減判定誤りによる保険料の過大・過小徴収について報道発表されました。その内容は、国が後期高齢者医療広域連合に提供した電算処理システムの設定に誤りがあり、平成20年の後期高齢者医療制度の発足以来、世帯主または本人が青色申告を行っている被保険者のうち、一部の方について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されているというものであります。

厚生労働省及び道からの通知を受け、本町の保険料の軽減判定について調査を行った結果、同様の軽減判定誤りがあることが判明いたしました。今回対象となるのは、一つには世帯主、本人または本人以外の被保険者である世帯員が、青色事業専従者給与を支払っている、または年金収入が120万円を超える青色申告者である。二つ目に、本人が後期高齢者医療制度の加入直前に社会保険等の被扶養者でなかった。3点目に、所得を再計算した結果、均等割の軽減区分が変更となる。以上、三つの全てを満たす被保険者であります。

誤りの内容といたしましては、軽減判定所得の計算に当たり、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、本来は青色事業専従者給与を経費として算入できないため、青色事業専従者給与額を含めず計算した繰越損失額を用いて軽減判定すべきところ、確定申告上の繰越損失額を用いて計算していたため、軽減区分に誤りが生じたものであります。

所得を再計算した結果、軽減区分が変更となり、過大徴収により還付対象となった件数は10件、8名、還付金額は還付加算金を加え29万1,300円で、過小徴収による追加徴収となる対象者はおりませんでした。

少しここで口頭でありますけれども、補足をさせていただきますと、前段説明した損失、控除の関係、これ専従者給与の分は含まれないのだということで、前段説明をしました。そこだけを読み取りますと、過小課税で追加徴収ということになるのではないかとということで読み取れるわけでありましてけれども、これ個々の所得あるいはこの繰越損失というのは実は3年間繰り越しできるのですね。ですから、個々の所得それから損失額の繰越額、この個別に計算をしないと一概に青色申告の専従者給与は経費として認められないのだと、それが間違っていたのだということをもそのまま受け取りますと、還付ではなくて徴収という結果になるのではないかと、そういう疑問が生じますけれども、これはもう一人一人事業者の所得あるいは損失額の繰越額を精査をした結果が追加徴収という方は一人もいなくて、還付をする方が8名という結果になったということでございますので、補足をしておきたいというふうに思います。

なお、保険料の還付につきましては、期限の設定がないため、制度開始当初からを対象としております。また、対象となった方に対しましては、5月中に個別訪問しおわびと説明を行い御理解をいただいた上、5月29日付で還付手続が終了をしております。

次に、国民健康保険税におきましても、後

期高齢者医療制度と軽減判定の仕組みが共通であることから、同様の事象がないか調査を行った結果、軽減判定誤りがあることが判明いたしました。内容といたしましては、後期高齢者医療制度と同様、国保の軽減判定所得の計算について、青色事業専従者給与を必要経費として含めずに計算した繰越損失額を用いて軽減判定すべきところ、確定申告上の繰越損失額を用いて計算しておりました。そのため、均等割額及び平等割額の軽減が正しく判定されず、一部の被保険者の方の保険料を過大または過小に徴収していたものであります。今回、過大徴収により還付対象となった件数は21件、17名、還付金額は還付加算金を加え108万6,000円、過小徴収により追加徴収の対象となった件数は9件、9名、徴収金額は28万7,700円であります。

なお、地方税法の規定により保険税の還付につきましては過去5年、追加徴収は過去3年を対象となりますが、還付につきましては要綱の規定により確認できる証拠書類がある場合はその年限まで還付することが可能であります。しかし、軽減判定所得の算定に必要な国民健康保険賦課台帳が保存年限超過による廃棄処分により、繰越損失額を正確に把握可能な平成23年度から平成28年度までの過去6年間といたしました。

今後、対象者となった方々に対しましては、個別におわびと説明を行った上、保険料の徴収が過大となっている方に対しましては速やかに還付を行い、保険料の徴収が過小となっている方に対しては本来の保険料の納付をお願いさせていただきます。

なお、今定例会に還付金等にかかわる補正予算を提案しておりますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

今回、不適切な事務処理となってしまいましたことにつきまして、議員各位並びに町民の皆様方におわびを申し上げますとともに、今後につきましては、このような誤りがないよう、法令解釈や確認作業を徹底し、再発防

止に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ御報告といたします。大変申しわけありませんでした。

次に、公共施設煙突用断熱材使用状況調査結果とその対応について、御報告申し上げます。

断熱材として昭和30年代以降多くの建物に使用されたアスベストは石綿とも呼ばれ、飛散したアスベストを吸い込むことにより、肺がんや悪性中皮腫を起こす可能性があることから、現在は使用禁止となっております。

昨年10月、札幌市の小中学校でアスベストを含む疑いのある煙突用断熱材が落下し、給食を停止するという事案が大きく報道されました。

この報道を受け、足寄町の公共施設における煙突用断熱材の使用状況を確認したところ、足寄小学校、足寄町民センター、生涯学習館及び特別養護老人ホームの煙突にアスベストを含んだ建材が使用されていることが判明したことから、詳細な劣化、損傷状況の把握、アスベスト粉じん濃度の調査が必要であると判断し、専門業者に委託をして、該当施設全てにおいて、煙突用断熱材使用状況調査を実施いたしました。

調査結果についてですが、町民センター、生涯学習館については劣化は確認されませんでした。足寄小学校、特別養護老人ホームについては劣化ありの判定でありましたが、アスベスト粉じんの気中濃度は基準値を下回っており、現在のところ飛散は確認されていません。

この調査結果を踏まえ、劣化が認められなかった町民センター、生涯学習館については、定期的な点検を行い、劣化、損傷の状況を引き続き確認することとし、足寄小学校については、本年度に計画しております大規模改修工事において、暖房設備をボイラーから個別暖房に切りかえることから、煙突の開口部を完全に覆う囲い込みを実施することとしております。

また、特別養護老人ホームについては著し

い劣化とアスベスト粉じん飛散のおそれがあるとの総合判定でしたので、煙突部を完全に囲う囲い込みと新たな煙突の設置を行うこととし、今回の定例会において、工事請負費として1,202万1,000円の補正予算を計上させていただきました。

今後におきましても、定期的な点検を行い、安全、安心な施設運営を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

最後に、国民健康保険病院の眼科診療体制について、平成28年第4回定例会において、平成28年度末の鈴木医師の退任に伴い、後任の東京都在住眼科医による本年3月まで月4日の診療の継続について、及び4月以降の診療体制は道内在住の医師も含め協議を進めていることを内容とする行政報告をさせていただきました。しかしながら、その後、道内在住の医師との調整に時間を要することとなったことから、後任の眼科医にさらに期間を延長していただくとともに、現行の眼科診療体制が維持できるよう医師派遣にかかわる交渉を継続してまいりました。その結果、このほど社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院、略称帯広協会病院の眼科医派遣による診療が本年7月から毎週水曜日の午後実施できることとなりました。帯広協会病院からの医師派遣により、一月当たり延べ2日程度の診療日を確保できることとなり、また診療日が毎週定期となることで、患者さんの利便性も高まるものと期待される場所があります。

現在、これとは別に道内在住の眼科医との派遣協議を継続して進めており、正式に決定するまでの間は、現在月4日の診療に当たっていただいている眼科医に7月以降も引き続き月2日の診療をお願いしていることから、帯広協会病院の眼科医派遣とあわせて、現行の眼科診療体制が維持できるものと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

以上、行政報告といたします。



○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

#### ◎ 報告第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第4号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました報告第4号繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。

平成28年度足寄町一般会計予算の繰越明許費は別紙のとおり、翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、予算計上議決いただきました公用車更新事業など、1ページ右側に別紙といたしまして計算書を添付しておりますが、それぞれ事業費の額が確定いたしましたので報告するものでございます。

翌年度への繰越額は14事業、合計11億9,728万2,000円でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 報告第5号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第5号繰越明許費繰越計算書について（簡易水道特別会計）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議案となりました報告第5号繰越明許費繰越計算書について、提案理由の御説明を申し上げます。

す。

平成28年度足寄町簡易水道特別会計予算の繰越明許費は別紙のとおり、翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、予算計上を議決いただきましたが、別紙計算書のとおり事業費の額が確定しましたので報告するものでございます。

翌年度への繰越額は2事業、合計2,278万1,000円でございます。

以上、報告第5号繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 報告第6号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第6号繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議案となりました報告第6号繰越明許費繰越計算書について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は別紙のとおり、翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、予算計上を議決いただきましたが、別紙計算書のとおり、事業費の額が確定しましたので報告するもの

でございます。

翌年度への繰越額は2,235万6,000円でございます。

以上、報告第6号繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 報告第7号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 報告第7号事故繰越し繰越計算書について（一般会計）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました報告第7号事故繰越し繰越計算書について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年度足寄町一般会計予算の事故繰越しは別紙のとおり、翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものでございます。

4ページ右側の別紙平成28年度足寄町事故繰越し繰越計算書のとおり、第2款総務費第1項総務管理費、地域活性化推進事業の住環境・店舗等整備補助金について、交付決定した新築工事1件及び改修工事1件が年度内に完了することが困難となったため。また、第11款災害復旧費、第5項厚生労働施設災害復旧費、民生施設災害復旧事業（単独）分の介護施設等災害復旧補助金について、交付決定した災害復旧事業が年度内に完了することが困難となったため、事故繰越しを行ったものでございます。

なお、両補助金とも既に工事が完了し、今

月中には支出完了する予定でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 報告第8号

○議長（吉田敏男君） 日程9 報告第8号専決処分報告について（車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました報告第8号専決処分報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。町道足寄原野線道路上における車両物損事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

損害賠償額10万1,486円。事故の発生場所、日時等については別紙示談書のとおりでございます。

6ページ左側に示談書を添付してありますので、御参照願います。

事故の概要ですが、平成29年3月22日午前7時40分ごろ、足寄町共栄町175番地、町道足寄原野線の路上において、除雪作業車が作業中に誤って外してしまった路面排水溝に設置されていたグレーチングが路面上の積雪の中に隠れており、その場所を通過した岸山稔氏が運転する乗用車が乗り上げてしまい、マフラーを破損させたものでございま

す。なお、運転していた岸山氏にはけがはありませんでした。

事故の原因でございますが、除雪車が除雪プラウにより路面排水溝のグレーチングが外れてしまい、路面上の雪の中に埋もれた状態で残されたことで起きた事故と思われま

す。過失割合につきましては、足寄町が100%、岸山氏が0%で、物損事故の示談が平成29年5月17日に成立いたしましたので、町が岸山氏に対して損害賠償金として10万1,486円を支払うこととするものでございます。

今後このようなことがないように、除雪作業時には最善の注意を図り、安全・安心で町民に信頼される車両運行及び道路の維持管理に努めてまいりたいと思っております。

なお、7ページに、事故発生現場状況図を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告第8号専決処分のご報告とさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

#### ◎ 報告第9号

○議長（吉田敏男君） 次に、日程第10報告第9号専決処分のご報告について、平成29年度足寄町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました報告第9号専決処分のご報告について、御報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。平成29年度足寄町一般会計補正予算（第2号）を、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

補正予算の内容について申し上げます。

9ページをお願いいたします。

平成29年度足寄町一般会計補正予算（第2号）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億2,666万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、12ページとなりますが、報告第8号で報告いたしました車両事故に伴います賠償金10万2,000円の支出計上と、この財源といたしまして、同額の賠償保障保険金の歳入計上を行ったものでございます。

以上で、報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

#### ◎ 報告第10号

○議長（吉田敏男君） 日程第11報告第10号予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました報告第10号予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結について御報告申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

14ページにございますが、平成29年2月22日から平成29年6月15日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により報告する工事または製造の請負は、別紙のとおり13件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番 榊原深雪君。

○2番(榊原深雪君) この14ページにあります全ての落札率をお聞きしたいと思います。

○議長(吉田敏男君) 答弁、総務課長。

○総務課長(大野雅司君) お答えいたします。

各工事等の落札率でございますが、上から順に、奥地林道置戸・阿寒線災害復旧工事につきましては、97.8%でございます。

足寄簡易水道遠隔監視システム等整備その2工事につきましては、94.64%でございます。

下水道雨水管渠新設工事につきましては、97.14%でございます。

28年災7次967号稲牛拓進線災害復旧工事につきましては、96%でございます。

はるにれ団地公営住宅新築機械設備(3号棟)工事につきましては、96.86%でございます。

はるにれ団地公営住宅新築機械設備(4号棟)工事につきましては、96.52%でございます。

下水道管渠新設その1工事につきましては、97.05%でございます。

下水道管渠新設その2工事につきましては、96.05%でございます。

足寄小学校大規模改修(第1期)(機械設備)工事につきましては、96.86%でございます。

里見が丘公園整備(レストハウス新築)(機械設備)工事につきましては、96.98%でございます。

移住体験住宅整備(建築主体)工事につきましては、96.09%でございます。

下水道管渠新設その3工事につきましては、96.66%でございます。

下水道管渠新設その4工事につきましては、96.36%でございます。

以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長(吉田敏男君) 2番、榊原深雪君。

○2番(榊原深雪君) このたび定例議会が

少し遅く始まりましたけれども、この落札された業者さんにおきまして、この議決をもらわないと仕事にかかれないということなどの影響などはどうだったでしょうか。

○議長(吉田敏男君) 答弁、総務課長。

○総務課長(大野雅司君) お答えいたします。

ただいまのは契約議決ではなく契約の報告でございますので、これは既に契約、着手、着工しております。

1,000万円、議決の必要な、本日も後ほど議案として出てまいります。それらは契約前に議会の議決をいただいて契約することとございますが、それらの金額に満たないもの、条例で定められた金額に満たないものにつきましては、議会には報告することと、議決を経ずに契約をさせていただいております。

そういう規定と、条例等でそういう規定となっておりますので、着工はしております。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) その他、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

## ◎ 議案第50号

○議長(吉田敏男君) 日程第12 議案第50号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました議案第50号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1

項の規定に基づき、芽登辺地及び平和辺地に係る総合整備計画を策定するもので、財政上有利な起債である辺地対策事業債を申請する場合は、この総合整備計画の策定が条件とされていることから、同事業債を申請する予定の事業について、総合整備計画を策定し議決をお願いするものでございます。

計画に計上する事業につきましては、16ページに添付させていただいております総合整備計画書に計上しております事業で、芽登辺地につきましてはページ左側の計画書で、飲用水供給施設といたしまして足寄簡易水道（芽登地区）遠隔監視システム等整備事業、農林漁業経営近代化施設といたしましてバイオガспラント導入支援事業を計上しております。

平和辺地につきましては、ページ右側の計画書で、飲用水供給施設といたしまして昭和地区簡易給水施設配水管移設事業を計上しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（吉田敏男君）** 全員の起立です。

したがって、議案第50号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第51号

**○議長（吉田敏男君）** 日程第13 議案第51号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

**○総務課長（大野雅司君）** ただいま議題となりました議案第51号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものでございます。

足寄町過疎地域自立促進市町村計画は、平成28年度から平成32年度までの5カ年間で、過疎地域の自立促進のための産業の振興、生活環境の整備、医療の確保、教育の振興など施策の実施について、それぞれ項目を掲げ事業を計上しておりますが、簡易水道導水管等敷設がえ整備事業及び上足寄営農用水道浄水場改修事業並びに国民健康保険病院の救急医療確保対策事業につきまして、その財源として過疎債の充当が認めることとなりましたので、計画に追加いたしたく、18ページから22ページまでの別紙の計画の変更について、議決のお願いをするものでございます。

なお、この市町村計画に大幅な事業変更がある場合につきましては、北海道と事前協議を行い、議会の議決を経て国に提出することとなっておりますが、北海道との事前協議につきましては、5月29日に終了しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第51号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時10分再開といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

### ◎ 議案第52号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第52号町民センター改修（建築主体）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題と

なりました議案第52号町民センター改修（建築主体）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年5月25日足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した町民センター改修（建築主体）工事について、下記のとおり、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、町民センター改修（建築主体工事）。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、1億3,225万6,800円。

契約の相手方は、足寄町旭町4丁目24番地、株式会社木村建設、代表取締役、木村祥悟氏でございます。

工期は、平成30年3月22日でございます。

24ページ、25ページに、平面図を添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思いますが、改修箇所は平面図の斜線の部分で、1階は会議室、応接室など、2階は図書室、生活実習室などへの改修でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、榊原深雪君。

○2番（榊原深雪君） お伺いいたします。

この町民センター改修工事の請負契約についての入札参加業者は何社でしたでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

入札参加業者は6社でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番、榊原深雪君。

○2番（榊原深雪君） それぞれの落札パーセントを教えてくださいたいのですが。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） 最低価格だけで御容赦いただきたいと思うのですけれども、落札価格は、パーセントは98.02%でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番、榊原深雪君。

○2番（榊原深雪君） 今回、先ほども言いましたけれども、定例議会がおくれましたので、そのことによって、人員の確保とか、町内の業者さんに集中しますので、その点、人員確保とか苦慮されていることと申すけれども、そのような声はありますでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

5,000万円以上の工事につきましては、議会の議決をいただいて本契約、その後着手、着工ということになります。十分に業者と打ち合わせをいたしまして、必要な場合には臨時議会をお願いをするなどのことも過去にもいたしておりますし、これらの、この工事につきましては、本日の会議期日で契約ということで、工期までに工事が順調に進んで間に合うという業者との打ち合わせのもとに本日の議案提案となっておりますことを御理解いただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

11番、高橋秀樹君。

○11番（高橋秀樹君） 今回の、今関連の質問をさせていただきます。

5月25日に落札、競争入札がございました。その後、約1カ月間という長い期間を置くということになっているのが現状だと、私は認識をしております。

その中で、今、各業者さんのほうと打ち合

わせをというふうにございましたが、関連の企業さんというのはたくさんいらっしゃるというふうに思います。要するに、下請けさんですとか、そういうところの人たちがたくさんいるように思われます。社長と言ったら変ですけども、落札業者さんだけが業者ではないというふうに思っていますので、この長い期間置くということは、臨時議会を開くということではなくて、もっと違う方法があったのではないかなというふうに、私は推察するのですが、その辺はどのようにお考えか、お願いたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

その下請け業者とか、関連企業も含めた中での請負業者との間での、うちの工事施工担当課との打ち合わせの中で、この工期で行けるという打ち合わせのもとに提案させていただいていることと申すし、入札は最低月に2回、多いときは4回ほどございますので、その都度契約案件を議会を開いていただくわけにもまいりませんし、その辺は業者の方と打ち合わせに支障のない範囲で議会を、定例会に間に合うものは定例会、臨時議会をお願いしたいものは、5月にも臨時議会開いておりますが、そちらも契約案件を発端とすることで会期が決まったような都合もございまして、そのように調整しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 11番、高橋秀樹君。

○11番（高橋秀樹君） 今回、町民センターと小学校と二つの大きな案件がここに出てまいりました。

非常に各業者さん、下請けさんも苦慮しなければいけない、使わなければいけないということになっているのだと思います。

少しでも早く、僕はこれ5月25日に入札が出たというのは別に悪いことだと思っているわけでもないし、非常に早い段階で出してもらいたいだろうというふうに思っているの

ですが、結局1カ月、6月の中に、後半まで契約ができないということはいかななものかなというふうに懸念をしております。

その中で、この形になっている中で、業者さんと打ち合わせができているという話であっても、本契約に至らなければ工事の発注ができないというふうに資材の、材料の確保等々もできないというお話も伺っております。

その辺は、やはりしっかり契約期間を早めていただけるようなことを今後考えていったほうが、僕はよろしいかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） ただいま5月25日に入札をやって6月20日議決ということで、約1カ月間の期間があくというようなことで、本来ですと、もうちょっと早く臨時会だとか開ければ、そういったところで議決をしていただいているということになるのかなというふうに思っておりますけれども、5月の末にも臨時会を開いて、工事締結やっております。それから6月定例会があるというようなことで、今回のこの日の議決ということになりましたけれども、業者さんとも十分打ち合わせをしながら、ここのこの日程で議決で大丈夫ですよということでの打ち合わせ等もやりながらやってきておりますので、そのあたりについては御理解をいただきたいと思えますし、また今後の部分でいけば、なるべくいつまでに、何日以内に議決をしなければならぬだとかということは決まっておりますけれども、なるべく早い段階で議決をするというのがスムーズに工事も進んでいくということになるのだろうというふうに思っておりますので、今後についてはなるべく早い段階での議決ができるようにというふうに考えております。

今回、たまたま昨年の災害などもありまして、非常に業者さんたちも仕事がたくさんあるというか、忙しい状況の中にありますので、そういった部分では非常に、工事は自分

のところで作るということが決まったけれども、なかなか契約ができないと着手ができないということで気をもんでいらっしゃる方もいるのかなというふうに、こう思っております。そういった部分も含めて、今後については、なるべく早い段階での議決ができるような体制ができればと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号町民センター改修（建築主体）工事請負契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第52号町民センター改修（建築主体）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第53号

○議長（吉田敏男君） 日程第15 議案第53号町民センター改修（電気設備）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました議案第53号町民センター改修（電気設備）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。



平成29年5月25日足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した町民センター改修（電気設備）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、町民センター改修（電気設備）工事。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は7,560万円。

契約の相手方は、横山・佐藤・渡部経常建設共同企業体、代表者は、足寄町南2条2丁目3番地、株式会社横山電気商会、代表取締役、横山協司氏でございます。

構成員は、足寄町南3条2丁目2番地、有限会社佐藤電気商会、代表取締役、大塚浩彦氏。同じく構成員としまして、足寄町西町5丁目2番地の52、有限会社渡部電気商会、代表取締役渡部紋久氏でございます。

工期は、平成30年3月22日でございます。

工事の概要でございますが、建築主体工事に伴います照明、電源設備等でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、熊澤芳潔君。

○1番（熊澤芳潔君） 今回の事業につきましては、それぞれ金額が大きいので、それでお聞きしているのですけれども、同じように、榊原議員と同じように、入札参加業者が何社なのか、また、落札率が何ぼなのかということをお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

指名業者数は5社でございます。落札率は95.65%でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号町民センター改修（電気設備）工事請負契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第53号町民センター改修（電気設備）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第54号

○議長（吉田敏男君） 日程第16 議案第54号町民センター改修（機械設備）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました議案第54号町民センター改修（機械設備）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年5月25日足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した町民センター改修（機械設備）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、町民センター改修（機械設備）工事。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

指名業者数は、6社による指名競争入札でございます。

契約の金額は7,149万6,000円、落札率は97%でございます。

契約の相手方は、奥原・白沢・コミヤマ經常建設共同企業体、代表者は、帯広市西20条北1丁目3番地30号、株式会社奥原商会、代表取締役、奥原宏氏でございます。

構成員は、足寄町南5条1丁目18番地、有限会社白沢文栄堂、代表取締役、白澤康氏。同じく構成員といたしまして、足寄町南2条2丁目12番地、有限会社コミヤマ、代表取締役、込山善兵衛氏でございます。

工期は、平成30年3月22日でございます。

工事の概要でございますが、建築主体工事に伴います給排水設備、暖房設備、空調設備等でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第54号町民センター改修（機械設備）工事請負契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第54号町民センター改修（機械設備）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第55号

○議長（吉田敏男君） 日程第17 議案第55号里見が丘公園整備（レストハウス新築）（建築主体）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました議案第55号里見が丘公園整備（レストハウス新築）（建築主体）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年6月9日足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した里見が丘公園整備（レストハウス新築）（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、里見が丘公園整備（レストハウス新築）（建築主体）工事。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

指名業者数は5社でございます。

契約の金額は5,799万6,000円、落札率は97.87%でございます。

契約の相手方は、足寄町旭町1丁目34番地、原建設株式会社、代表取締役、原安正氏

でございます。

工期は、平成29年11月30日でございます。

工事概要は、木造2階建て、延べ床面積250.66平方メートルの新築工事でございます。

29ページから33ページまでに、配置図、平面図等を添付しておりますので、御参照をいただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、熊澤芳潔君。

**○1番（熊澤芳潔君）** このレストハウスの関係なのですけれども、以前に私ちょっと聞いたかと思うのですけれども、この合宿等に対応ができるような話もあったような気がしたのですけれども、そういったことについて、ちょっと聞きたいと思っておりますけれども。

**○議長（吉田敏男君）** 答弁、副町長。

**○副町長（渡辺俊一君）** 今回のレストハウスの新築でございますが、元々今までありましたクラブハウス、その機能をほぼ引き継ぐよというような形になっておりまして、合宿とかということになりますと、宿泊だとかそういったものできないとなかなか難しいかなと思うのですけれども、そういう宿泊だとかそういう施設については、この施設には併設はしておりません。今までのクラブハウスの機能をそのまま持ってくるような、そんなような形になっております。

以上でございます。

**○議長（吉田敏男君）** 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号里見が丘公園整備（レストハウス新築）（建築主体）工事請負契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（吉田敏男君）** 全員の起立です。

したがって、議案第55号里見が丘公園整備（レストハウス新築）（建築主体）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第56号

**○議長（吉田敏男君）** 日程第18 議案第56号足寄小学校大規模改修（第1期）（建築主体）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

**○総務課長（大野雅司君）** ただいま議題となりました議案第56号足寄小学校大規模改修（第1期）（建築主体）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年5月25日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した足寄小学校大規模改修（第1期）（建築主体）工事について、下記のとおり、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、足寄小学校大規模改修（第1期）（建築主体）工事。

契約の方法につきましては、指名競争入札

による契約でございます。

指名業者数は、6社でございます。

契約の金額は、8,564万4,000円。  
落札率は97.38%でございます。

契約の相手方は、足寄町西町8丁目1番地の12、株式会社外田組、代表取締役、菅原智美氏でございます。

工期は、平成30年3月22日でございます。

35ページから37ページに平面図を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。改修箇所は平面図の斜線の部分で、床、壁等の改修でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号足寄小学校大規模改修（第1期）（建築主体）工事請負契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第56号足寄小学校大規模改修（第1期）（建築主体）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第57号から議案第60号まで

○議長（吉田敏男君） 次に、関連がありますので、日程第19 議案第57号十勝環境複合事務組合規約の変更についてから、日程第22 議案第60号十勝圏複合事務組合規約の変更についてまでの件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました議案第57号十勝環境複合事務組合規約の変更についての件から、議案第60号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件まで、一括提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、議案第57号十勝環境複合事務組合規約の変更につきましては、十勝環境複合事務組合が行っているし尿処理が管内全市町村となったことを受け、これまで構成市町村が同一となった場合には、組織の効率化に向け統合などを進めてきた経過を踏まえ、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合を統合し、効率的、効果的な広域連携の取り組みを進めようとするものであり、組合の解散があった場合に十勝圏複合事務組合が事務を継承するため組合規約の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書39ページをお願いいたします。

議案第58号十勝環境複合事務組合の解散につきましては、平成30年3月31日をもって、十勝環境複合事務組合を解散しようとするものでございます。

次に、議案書40ページをお願いいたします。

議案第59号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分につきましては、解散に際して当該組合が所有する一切の財産を十勝圏複合事務組合に継承させようとするものでございます。

次に、議案書41ページをお願いいたします。

議案第60号十勝圏複合事務組合規約の変更につきましては、効率的、効果的な取り組みを進めるため、十勝環境複合事務組合との統合を行うとともに、所要の整理を行うため十勝圏複合事務組合規約の全部を改正するものでございます。

規約の内容でございますが、まず第1章総則において、第1条から第4条で組合の名称、組織する地方公共団体、共同処理する事務などについて。

第2章組合議会において、第5条から第9条で、組合議会と議員、議決などについて。

第3章組合の執行機関において、第10条から第15条で、執行機関の組織、任期などについて。

第4章組合の経費において、第16条と第17条で、経費の支弁の方法、基金について規定しております。

なお、附則において、施行日を平成30年4月1日からとするほか、経過措置、準備行為などについて規定しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。4件一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号十勝環境複合事務

組合規約の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第57号十勝環境複合事務組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第58号十勝環境複合事務組合の解散についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第58号十勝環境複合事務組合の解散についての件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第59号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第59号十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分についての件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第60号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第60号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第61号

○議長（吉田敏男君） 日程第23 議案第61号足寄町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました議案第61号足寄町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、町の条例等に基づいて書面等で行うこととされている各種手続について、これを書面に加え情報通信の技術の利用、いわゆるオンラインにより行うことも可能とするために制定するものでございます。

条例の内容について御説明いたします。

第1条で、目的として町の機関等に係る申請届け出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とすると定めております。

第2条定義では、用語の意義を定めております。

第3条電子情報処理組織による申請等では、他の条例等の規定で書面等により行うこととしている申請等について、別に定めることにより電子情報処理組織、いわゆるオンラインによる申請等ができることを定めております。

第4条電子情報処理組織による処分通知等では、オンラインにより処分通知等ができることを定めております。

第5条電磁的記録による縦覧等では電磁的記録により縦覧ができることを定めております。

第6条電磁的記録による作成等では、書面

等にかえて電磁的記録の作成等を行うことができることを定めております。

第7条手続等に係る情報システムの整備等では、町はシステム整備に努めることを定めております。

第8条手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表等では、利用状況について、毎年度1回以上公表することを定めております。

第9条委任では、条例の施行に関し、必要な事項は町の機関が定めることとしております。

附則において、条例の施行を平成29年7月1日としております。

また、附則第2項で、本条例の制定により、足寄町行政手続条例の関連する文言の整理が必要となったことから、これを一部改正することとしております。

なお、45ページに、足寄町行政手続条例の新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号足寄町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第61号足寄町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第62号

○議長(吉田敏男君) 日程第24 議案第62号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました議案第62号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、職員の時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額に自己の所有に属する住宅に対して支給している住居手当、及び寒冷地手当を加える改正を行うものでございます。

地方公務員の勤務条件等につきましては、労働基準法が適用されているところでございますが、ある県の給与条例の時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額の算定方法が、労働基準法に違反しているとして労働基準監督署より是正勧告を受けたことから、総務省は全国の自治体に適法な対応をとるよう通知いたしました。是正勧告を受けた県の給与条例は、条例準則どおりで本町のこの県と同様に条例準則に沿った規定としていたため、これを適法となるよう改正するものでございます。

条例の内容について、御説明いたします。

足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第1条足寄町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の次に、次の1項を加えるといた

しまして、第16条第2項に職員の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額に自己の所有に属する住宅に対して支給している住居手当及び寒冷地手当を加える規定を追加いたしました。

第19条の改正は、これまで最初の基準日に一括支給していた寒冷地手当を毎月の支給に改正するものでございます。

附則において、条例の施行を平成29年7月1日としております。

47ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第62号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第63号

○議長（吉田敏男君） 日程第25 議案第63号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野孝君。

○住民課長（松野 孝君） ただいま議題となりました議案第63号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が、平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正の内容につきましては、第1条は地方税の課税免除に伴う措置の対象業種につきまして、情報通信技術利用事業いわゆるコールセンター業でございますが、それを廃止いたしまして、農林水産物等販売業を追加するものでございます。

第2条では、課税の特例適用期限について、平成31年3月31日まで、2年間延長するものでございます。

附則でございますが、第1項では、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

第2項は、適用区分の規定でございます。

49ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照を願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案

理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、熊澤芳潔君。

○1番（熊澤芳潔君） ここにある農林水産物等販売業者とあるのですけれども、これは販売するだけの業者という意味でしょうか。できれば詳しくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（松野 孝君） 大変申しわけございません。詳細につきましては、農林水産物等販売業につきましては、法律の規定どおり農林水産物等を販売する業という法人ということでございまして、詳細につきましては、ちょっと国の規定等も読んだのですが、詳細はちょっとわかりませんので、申しわけございません。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第63号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第64号



○議長（吉田敏男君） 日程第26 議案第64号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野孝君。

○住民課長（松野 孝君） ただいま議題となりました議案第64号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令と一部そごが生じている部分がありましたため、政令に合わせ本条例の一部を改正するものでございます。

足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

足寄町手数料徴収条例の一部を次のように改正するものでございます。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加えるものでございます。

改正の内容につきましては、第3条につきましては、郵便または民間事業者による信書便により、謄本等の請求があった場合、手数料のほか送付に要する費用を徴収することを定めた規定でございます。

別表戸籍の証明手数料の項は、戸籍の電算化に伴いまして、戸籍は磁気ディスクにデータとして記録され、これにより調整された戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面の交付に関する規定を加えるとともに所要の改正を行うものでございます。

戸籍の閲覧手数料中の改正は、文言の整理によるものでございます。なお、手数料の金額等に変更はございません。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

51ページ及び52ページに、新旧対照表を添付してございますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

ますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第64号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、6月28日午前10時より開会をいたします。

大変御苦勞様でございました。

午後12時00分 散会